

# 公益財団法人 旭硝子奨学会奨学規程

# 公益財団法人旭硝子奨学会奨学規程

## 第1章 総 則

### 第 1 条（制定の趣旨及び目的）

公益財団法人旭硝子奨学会（以下「本法人」という。）の事務処理規程第9条に基づき、本規程を定める。

2 本規程は、定款第4条に基づく奨学金の給与についての事項を定め、その業務の適正、かつ、確実な運営を図ることを目的とする。

### 第 2 条（奨学生の資格）

本法人が学資を給与する学生は、一般有為の子弟であって、本法人の指定する大学またはこれと同程度以上の学校に在学し、品行方正、学業優秀、身体強健で、学資の支弁が困難と認められるものとする。また、大学院博士課程の学生については、品行方正、学業優秀、身体強健と認められ、かつ、企業及び他財団（除く、日本学生支援機構）等から奨学金を受けていないものとする。

2 本法人から学資の給与を受けるものを奨学生といい、給与する学資を奨学金という。

## 第2章 奨学生の決定及び奨学金の給与

### 第 3 条（願書の提出）

奨学生志望者は、奨学生願書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 現在または最近在学した学校長の奨学生推薦書
- (2) 在学証明書（新入学者の場合は、入学許可書）
- (3) 現在または最近在学した学校の学業成績証明書
- (4) その他本法人が特に提出を求めるもの

### 第 4 条（奨学生の決定）

奨学生の決定は、各年度の事業計画に基づき、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 奨学生および奨学金の額が決定したときは、これを在学学校長および本人に通知する。

### 第 5 条（誓約書の提出）

奨学生は、保証人2名連署の上、誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の保証人のうち1名は、本人の父兄母姉またはこれに代わる者とする。
- 3 本法人において適当でないと認めるときは、保証人を変更させることがある。

#### 第 6 条 (奨学金の額)

奨学金の額は、次の区別により家庭の事情等を参酌して決定する。

##### (1) 学部学生

- イ. 自宅またはこれに準ずるところから通学する者 月額 20,000 円
- ロ. 前号以外の者 (別居者) 月額 25,000 円

##### (2) 大学院修士課程学生

自宅、別居の区分に拘らず一律 月額 40,000 円

##### (3) 大学院博士課程学生

自宅、別居の区分に拘らず一律 月額 100,000 円

#### 第 7 条 (奨学金の額の変更)

特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することがある。

- 2 奨学生は、何時でも奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

#### 第 8 条 (支給期間)

奨学金の支給期間は、在学する学校の正規の修学期間とする。ただし、学部学生は4年、大学院修士課程学生は2年、大学院博士課程学生は3年を限度とする。

- 2 修学の中途より支給するときは、中途支給開始時における残りの正規の修学期間を限度とする。

#### 第 9 条 (奨学金の休止)

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行等の状況により、補導上必要があると認めるときは、奨額金の支給期間を短縮することがある。

#### 第 10 条 (奨学金の復活)

前条の規程により奨学金の支給を休止、または停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは (その事由が傷病の場合は医師の診断書添付)、原則として奨学金の支給を復活する。ただし、休止または停止されたときから2年を経過したときは、この限りではない。

第 11 条（支給方法）

奨学金は、原則として毎月、本人に対し支給する。ただし、数月分を合わせて支給することがある。

第 12 条（奨学金の打切）

奨学生が次の各号の 1 に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学、転校、転学または転科が適当でないとき。
- (6) 第14条に定める届出義務を怠ったとき。
- (7) 在学学校で処分を受けたとき。
- (8) その他第2条第1項に定める奨学生としての資格を失ったとき。

### 第 3 章 雑 則

第 13 条（学業成績表の提出）

奨学生は、毎学年末学業成績表および活動報告書を提出しなければならない。

第 14 条（届出義務）

奨学生は、次の各号の 1 に該当するときは、迅速、かつ、正確に届けなければならない。ただし、本人が疾病等のために届け出ることができないときは、保証人または家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により 6 ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転校、転学および転科または退学したとき。
- (3) 保証人を変更したとき。
- (4) 本人、保証人および家族の身上、住所、その他重要な事項に異動があったとき。
- (5) 他の団体および個人からの奨学金の貸与または支給に異動があったとき。
- (6) その他本会が本人、保証人または家族に対して届出または報告を求めたとき。

2 奨学生が死亡したときは、保証人または家族は、ただちに届け出なければならない。

第 15 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第 16 条（実施細目）

本規程の実施について必要な事項は、理事長が決定する。

平成 24 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 5 月 14 日 改定